

**平成 26 年度第 6 回社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会及び  
第 7 次高齢者保健福祉計画・第 6 期介護保険事業計画策定に関する懇話会  
議事要旨**

日時	平成 27 年 2 月 19 日（木） 10：00～11：30
場所	西保健センター 2 階 講堂
出席委員	関川委員、津森委員、西島(善)委員、水口委員、山下委員、伊庭委員、岡田委員、竹林委員、東野委員、前田委員、畑阪委員、
欠席委員	新崎委員、稲森委員、松浦委員、松本委員、西寫(準)委員、引田委員、河田委員

**1. 開会（高齢介護室）**

- 配布資料の確認

**2. 議事**

**(1) 審議案件**

- ①第 7 次高齢者保健福祉計画・第 6 期介護保険事業計画（案）の決定について  
（資料 1、事前送付資料 3-1、資料 2、2-1、2-2 の説明：事務局）

**委員**

- パブリックコメントの介護予防・日常生活支援総合事業の「要支援の方の訪問介護・通所介護について、今後も今までに近いサービスを受けられますか」の回答部分は、計画にあるか。

**事務局**

- 計画（案）の 126 頁に介護予防・日常生活支援総合事業の項目を設けている。「訪問型サービス」で、「現行の訪問介護に相当するものと」と間接的な表現だが「残る」ことを示した。

**委員**

- 事前送付資料 1 の「1」の回答欄にある「要支援の人で訪問介護、通所介護の地域支援事業への移行対象となる利用者は約 5,000 人」と、計画（案）の 128 頁との差は何か。

**事務局**

- 現在、要支援の訪問介護予防利用者は約 3,500 人、通所介護は約 1,500 人、合計 5,000 人である。平成 29 年度は総合事業サービスの利用もあるため、5,000 人との乖離がでている。

**委員**

- 145 頁で介護予防訪問介護の給付費が減っているのは新しいサービスへの移行があるからか。

**事務局**

- そうである。総合事業分は、介護予防給付費から地域支援事業費に変わる。147 頁にあるように、地域支援事業費は予防給付費からの移行分として平成 29 年度に約 10 億円増える。

#### 会長

- シルバー人材センターは協議体に入れてなくてよいか。「東大阪市関係部局」に、福祉事務所や保健センターは入っているか。

#### 事務局

- シルバー人材センターは漏れているため追加する。福祉事務所や保健センターは入っている。

#### 会長

- 実際のソーシャルワークは、第 2 層の生活支援コーディネーターの役割だが、第 1 層の生活支援コーディネーターは、事務局機能として、出てきた課題を調整する役割を担うのか。

#### 事務局

- そうである。第 2 層だけでは解決できない課題、地域全体に共通する課題は、第 1 層に吸いあげて広く協議したいと考えている。

#### 委員

- 地域支援事業はいつから始めるのか。全国 1,800 市町村の中で平成 27 年度からスタートする市町村は 117 で、大阪府下では箕面市のみである。

#### 事務局

- 平成 29 年 4 月スタートを目指している。協議体はできるだけ早く設置したいと考えている。

#### 会長

- 約 1 年間第 2 層の協議体を稼働させ、平成 28 年度に第 1 層に諮るというプロセスがよい。

#### 委員

- 生活支援コーディネーターの配置や要支援の人の移行など、具体的な目標値はあるか。

#### 事務局

- 平成 27 年度にサービス提供者の把握と受け皿の開発を行い、平成 28 年度までに協議体や生活支援コーディネーター等の配置を完了する。地域包括支援センターが窓口となる総合事業利用の手続きの準備も行う。協議体も研究会的なものとして始めたいと考えている。

#### 会長

- 地域包括支援センターで要支援の人のケアプランを作っているため、ケアマネジャーと協議すれば、各圏域の要支援対象者や、訪問介護相当のサービスを受ける人と総合事業に移行す

る人の仕分けは、第2層の協議体である地域包括支援センターでできる。それも踏まえて、早急に各協議体でロードマップを考えることが必要である。ケアマネジャーの団体は、この図ではどこになるのか。

#### 委員

- ケアマネジャーは、第2層の「福祉・介護の専門機関」になる。

#### 会長

- 説明会とパブリックコメントでは、保険料に関する意見はどうだったか。

#### 事務局

- 説明会とパブリックコメントの段階では保険料は提示できなかったが、説明会でも「保険料が上がるのは困る」という声は上がっている。

#### 委員

- 特別養護老人ホームが要介護3以上となり入れない人もでてくるが、施設整備は必要か。

#### 事務局

- 施設希望の声は多いが、整備費や保険料を考えるとすべて充足することはできない。今回の施設整備数は、今の特別養護老人ホーム待機者で要介護3以上の居宅者数をベースに考えた。

#### 委員

- 本市に人員不足で閉める特別養護老人ホームはあるか。人材不足に対する対策はあるか。

#### 事務局

- 特別養護老人ホームの稼働率は約97%である。人材不足は市としてもバックアップしたい。

#### 会長

- サービス付き高齢者向け住宅には、質管理のために計画の中で何らかの目配せが必要である。

#### 事務局

- 計画（案）111頁で、サービス付き高齢者向け住宅の質の担保についても、触れている。

#### 会長

- 本市のサービス付き高齢者向け住宅の件数と入居者数、介護保険利用者の割合は分かるか。

#### 事務局

- 市内に30か所あり稼働率は約59%である。28か所の時は968室だったため、現在は約1,000室と推測される。稼働率は60%を若干下回る程度で推移している。

#### 委員

- 低所得者は低料金の特別養護老人ホームの多床室を希望するが自宅で頑張るしかない。サービス付き高齢者向け住宅は最低8～9万円は必要で面倒はみてもらえないため、活用できない。

#### 委員

- 国民年金で月約6～7万円、高齢になると足から弱り一人ではトイレに行けないが、施設は高く入れず、特別養護老人ホームは待ちの状態である。

#### 会長

- 国民年金でも入れ、地域の人の見守りと専門職のバックアップと必要時に介護を受けることができる、サービス付き軽費老人ホームが必要である。

#### 委員

- 国は要介護1、2は特定施設等と言っているが、施設整備計画では特別養護老人ホームが増えたことで特定施設が減っている。要介護1、2の受け皿をどのように考えているか。サービス付き高齢者向け住宅の虐待問題など、質の良くない住まいのことも気になる。

#### 事務局

- 現状でも広域型特別養護老人ホーム入所者は約90%が要介護3以上である。計画（案）の83頁に、第6期の重点施策として地域包括ケアシステムの構築を掲げている。「医療と介護の連携」、「地域包括支援センターの機能強化」、「認知症施策の充実」など要援護高齢者を支え、元気な高齢者が地域の一員としてサービスの担い手として活躍できる施策を進めたいと考えている。92頁で、質の高いサービス提供について、指導も含めた取組みを記載している。

#### 会長

- 計画周知にあたっては、「医療ニーズの高い高齢者が一人暮らしになっても、できるだけ住み慣れた地域で暮らし続けるために、地域包括ケアシステムでまちを変えて助け合いのあり方を変える取組みを今後さらに進めていく」ことを、保険料を支払いながらサービスを使っていない8割の高齢者に納得してもらえるような説明を心がけてほしい。

#### 委員

- 他自治体の予定保険料収納率はどうか。広域連合と大阪府下の40市町村の収納率を比較すると東大阪市は低い。負担の公平性から考えても、収納率のアップは課題である。

#### 事務局

- 少し古いデータだが、府下40市町村と1連合の中で、37番目である。収納率は若干上がってきているが、現在97.6%で、府下平均は98%台である。

## 委員

- 広域連合でも 97%台はほとんどなく、98%台以上である。

## 会長

- 1%アップは財源確保より公平感のためになる。1%アップのために具体的に何をするのか。

## 事務局

- 特別徴収で年金から納めているものはほぼ 100%である。年金などの収入が少なく払うのが難しい人には、分納も選択肢としてもらう。収入があっても払わない人には、平成 26 年度に行った、差し押さえも含めた集中的な処置を今後も行っていきたい。このような努力によりかなり徴収率が上がってきている。保険料が上がることで納められない人が増加する懸念もあるが、公平感の観点からもこれまで以上に説明して対応していきたい。

## 会長

- 保険料を支払っていない人は利用者負担が 3 割に増えるが、どのくらいいるか。

## 事務局

- 現在、月 4～5 人くらいは制限がかかる人がある。制限期間が短い人は 1 か月くらいだが、長い人で数年に渡る人もあり、バラつきがある。

## 会長

- 計画の記述、サービス量の見込みと第 1 号被保険者保険料の設定について、事務局の提案通り、承認したいがよいか。(異議なし)。

2 月 23 日の社会福祉審議会までの間に生じた変更、ならびに社会福祉審議会での意見を踏まえた変更、さらには資料編、計画の体裁等については、大阪府との協議等もあり、部分的な修正、変更も考えられるが、事務局と私に一任いただけるか。(異議なし)。

冒頭に申し上げたように、6 回に渡り審議をしてきた第 7 次高齢者保健福祉計画・第 6 期介護保険事業計画策定に係る懇話会は、本日で終了である。委員の皆様のご協力により策定を進めてきた第 7 次高齢者保健福祉計画・第 6 期介護保険事業計画を、本日、(案)として取りまとめることができた。次期計画は、団塊の世代がすべて後期高齢者となる平成 37 年を見据え、地域包括ケアシステム構築に向けた計画になると思うが、とても重要な一つのステップとなる計画づくりになった。委員の皆様には、今後の計画の推進においても、それぞれのお立場からご協力をお願いしたい。本市の取組みを引き続き支えていただきながら、高齢になっても安心して東大阪市に住み続けられるまちを作りたいと思っている。今後ともご協力をよろしくお願いする。

## 3. 閉会

以上